

令和4年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和5年5月23日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料9-1

	令和4年												令和5年																																		
	4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月		
1. 会議等の実施																																															
★総会	★(書面)																																														
●運営委員会																																															
▲役員会	▲																																														
■全部会	■																																														
2. 部会活動																																															
○防災減災部会	○																																														
△環境安全部会	△																																														
□青少年育成部会	□																																														
◇高齢者活性部会	◇																																														
▽地域福祉部会	▽																																														
◎広報部会	◎																																														
随時実施(ホームページの管理運営)																																															
その他主要な事業																																															
市民集会	市民集会																																														
広報紙発行	スクラム12号発行(10/15)																																														
ホームページ管理運営	ホームページの管理運営(まちぢから協議会、部会、自治会連合会、コミュニティセンター、地区社会福祉協議会、ボランティアセンター)																																														
防災訓練等	AED講習																																														
	防災訓練																																														
	スクラム13号発行(3/15)																																														

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺東地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～5
委員名簿	6

(2) 認定コミュニティの活動に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	7～12
当該年度の活動計画書及び収支予算	13～15

【参考資料】

- ・スクラム第12号（令和4年10月15日号）
- ・スクラム第13号（令和5年3月15日号）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（鶴嶺東地区の特長・現状）

茅ヶ崎市のほぼ中央部に位置し、約11,700世帯、約30,000人と非常に多くの方が暮らしている。東は小出県道から、西は小出川まで3.8km、南は千の川から北は大山街道まで2.5kmと広範囲な地区である。神社・寺もあり、農業が主体であった地域、集合住宅・出入りの少ない地域、比較的若年層が多い地域など、地区内においても状況が様々である。所在する学校等は、3小学校・2中学校・1高等学校・1養護学校・4幼稚園・3保育園と学園が多いことも特徴である。

また、自治会をはじめ、福祉、青少年育成など様々な分野で数多くの団体が活動しており、鶴嶺東コミュニティセンターが活動の拠点となっている。

（鶴嶺東地区で地域コミュニティの取り組みを進める理由）

それぞれの地域の違いを認識しつつ、今まで以上に地区の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。

また、従来、自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに強め、地域横断的な取り組みを進めることが重要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民の情報を共有しながら、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの取り組みを図ることにした。

（鶴嶺東地区での地域コミュニティの取り組みを進める目的）

（1）地区全体で地域を考え、地域社会を活性化する。

様々な個人や団体が、自分たちの地域について話し合い、課題を共有し、課題を解決するために必要となる取り組みを、市と協働して行うことにより、地域社会を活性化させる。

（2）自助・共助・公助・近助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものにしていくため、地域の様々な個人や団体と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

（3）地域住民主体のまちづくり

地域の様々な事情を踏まえ、何を優先して実施すべきかという選択が行えるようになり地域課題に予算や設備を効率的に活用し、事業展開ができるようにする。

（4）地域住民の生きがいつくり、自己実現の場の創出

協議会での活動のきっかけとし、参加者が楽しみながら生きがいを得られるようにするとともに、まちづくりの新たな担い手となり得る潜在的な人材を発掘する。

認定審査基準確認表

鶴嶺東地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R5年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する鶴嶺東地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図5」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「鶴嶺東地区の単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」とおりの9自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（15）に規定あり。（（3）、（9）～（10）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表 （4）鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （8）鶴嶺地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表 （6）円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表 （7）浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表 （11）地区子ども会の代表 （12）鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表 （13）鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表 （14）円童豆の会の代表 （15）円蔵中学校保護者会の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（15）（（3）、（9）～（10）を除く。）に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（19）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第16条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第3項及び第4項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

鶴嶺東地区まちぢから協議会 規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺東地区まちぢから協議会（以下「本会」という）と称し、その所在地を鶴嶺東コミュニティセンター（茅ヶ崎市西久保180番地）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は、市長が告示する鶴嶺東地区（以下「鶴嶺東地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、鶴嶺東地区の市民と市が協働して、地域の課題を共有し、協議を行い、効率的かつ総合的に解決を図っていくとともに、地域活動を活性化し、まちぢからを高めていくことを目的とする。

2 本会は、鶴嶺東コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの集う場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家さんぽみちの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)鶴嶺東地区の市民及び各種団体の参画促進、連携促進及び地域活動の活性化に関すること。
- (2)共通課題の共有と課題解決に関すること。
- (3)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営に関すること。
- (4)その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1)鶴嶺東地区の単位自治会の代表者
- (2)鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表
- (3)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者
- (4)鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表
- (5)鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (6)円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (7)浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (8)鶴嶺地区体育振興会の代表
- (9)地区老人会の代表
- (10)地区婦人会の代表
- (11)地区子ども会の代表
- (12)鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表
- (13)鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表
- (14)円童豆の会の代表
- (15)円蔵中学校保護者会の代表
- (16)防災に関する地域団体の代表
- (17)環境に関する地域団体の代表
- (18)本会が推薦する者
- (19)公募により認められた者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないとする。
- 3 委員の定数は40名以内とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 3名以内 |
| (3)書記 | 2名以内 |
| (4)会計 | 1名 |
| (5)監事 | 2名 |

- 2 前項の役員は、総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし会長は2期までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3)書記は会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4)会計は本会の会計事務を処理する。
- (5)監事は本会の会計状況を監査する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

- 2 会議(部会を除く)は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議(部会を除く)は、過半数の出席により成立する。ただし、総会及び運営委員会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 4 会議(部会を除く)の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。
- 4 臨時総会は会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5号の規定により監事から請求があったときに開催できる。
- 5 総会では、次の議決事項を決定する。
 - (1)事業報告及び決算に関すること
 - (2)事業計画及び予算に関すること

- (3)役員及び規約に関すること
- (4)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業報告及び決算に関すること
- (5)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業計画及び予算に関すること
- (6)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の役員及び規程に関すること
- (7)その他会の重要事項に関すること

(総会の招集通知)

第12条 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3)開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4)議事の経過の概要及びその結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、役員及び部会長をもって構成する。

- 2 次の事項を所掌する。
- (1)総会及び運営委員会に付議する事項
 - (2)会議で議決された会全体に係る事項の執行
 - (3)総会、運営委員会及び部会の調整に関する事項
 - (4)その他、総会及び運営委員会の決定を要しない会議の執行に関すること

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、次の事項を決定する。
- (1)総会及び役員会に付議する事項
 - (2)総会及び役員会において議決された事項に関する執行
 - (3)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営における重要事項の決定に関すること
 - (4)委員の入会、退会、推薦及び公募に関すること
 - (5)部会の設置、協議、連絡、調整及び課題解決に関すること
 - (6)鶴嶺東地区の市民からの意見集約並びに周知方法に関すること
 - (7)その他、目的達成に必要な事項に関すること

(部会)

第16条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会は、部会長または会長が必要と認めた時に開催できる。
- 5 部会の議長は、部会長が就く。
- 6 部会は、所掌する事項について調査及び審議し、運営委員会に報告する。
- 7 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営)

第17条 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

2 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため事務局を置き、次の事項を行う。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議録及び議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡
- (7) 本会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第19条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第20条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第21条 会議で出された意見等の他、鶴嶺東地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第22条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成27年9月5日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第8条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成28年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

団体区分	No	所属団体役職	氏名	役職	委員	所属部会	
鶴嶺東地区 自治会連合会	円蔵	1	円蔵自治会代表	森谷 義明	会長	●	防災減災部会
		2	円蔵副会長	小室 富雄			防災減災部会
		3	円蔵副会長	高橋 里幸			環境安全部会
		4	円蔵推薦	小川 裕暉			環境安全部会
		5	円蔵婦人会代表	高橋 孝子			高齢者活性部会
		6	円蔵第一老盛会代表	高橋 誠			高齢者活性部会
		7	円蔵第二老盛会長	小山 卓郎			高齢者活性部会
		8	円蔵福祉世話人	上原 善治			地域福祉部会
	矢畑	9	矢畑自治会代表	吉野 浩二		●	防災減災部会
		10	矢畑防災リーダー	高橋 夏木			防災減災部会
		11	矢畑推薦	杉森 治			環境安全部会
		12	矢畑子ども会代表	小野 純江			地域福祉部会
		13	矢畑真寿会長(鶴嶺東代表)	杉森 俊夫		●	高齢者活性部会
		14	矢畑福祉世話人	川邊 久男			地域福祉部会
	西久保	15	西久保自治会代表	浦賀 伸幸★		●	防災減災部会
		16	西久保防災リーダー	石井 浩			防災減災部会
		17	西久保役員	石井 実			環境安全部会
		18	西久保第一壽恵広会代表	小島 武弘			高齢者活性部会
	浜之郷	19	浜之郷自治会代表	粕谷 勉	副会長	●	防災減災部会
		20	浜之郷防災リーダー	浪越 哲也			防災減災部会
		21	浜之郷役員	中村 良三			環境安全部会
		22	浜之郷推薦	伊藤 素明			環境安全部会
		23	松の実子ども会代表	金子 佐知江			地域福祉部会
		24	浜之郷婦人会代表(副会長)	内藤 ふさ子		●	高齢者活性部会
		25	浜之郷第二鶴寿会代表(副会長)	小泉 兵蔵			高齢者活性部会
		26	浜之郷福祉世話人	尾坂 千賀子			地域福祉部会
	下町屋	27	下町屋自治会代表	内藤 一夫	書記	●	防災減災部会
		28	下町屋防災リーダー	小原 哲夫			防災減災部会
		29	下町屋役員	若山 徹			環境安全部会
		30	はしぐい子ども会代表	谷村 藍子		●	地域福祉部会
		31	下町屋神明会代表	藤平 一夫			高齢者活性部会
	TBS	32	TBS自治会代表	杉村 一憲	監事	●	防災減災部会
		33	TBS防災リーダー	吉原 弘子			防災減災部会
		34	TBS役員	相川 文香			環境安全部会
		35	しおかぜ子ども会代表	古山 裕美		●	地域福祉部会
		36	TBS遊ゆう会代表	斉藤 直樹			高齢者活性部会
		37	TBS福祉世話人	新目 美智子			地域福祉部会
		38	サニータウン自治会代表	原口 千晶★		●	防災減災部会
	サニータウン 茅ヶ崎	39	サニータウン防災リーダー	岩田 明			防災減災部会
		40	サニータウン環境指導員	茨城 安男			環境安全部会
		41	サニータウン福祉世話人	岡田 由恵			地域福祉部会
		ホームタウン 茅ヶ崎	42	ホームタウン自治会長	田中 勝★		●
	43		ホームタウン防災リーダー	嵩 比呂志			防災減災部会
	44		自治会役員・環境指導代表	佐藤 力哉			環境安全部会
	45		ホームタウン子ども会代表	西江園 裕子			広報部会
	46		ホームタウンすずめ/会代表	森 恭二			高齢者活性部会
	47		ホームタウン福祉世話人	大橋 愛子			地域福祉部会
	ライオンズ 茅ヶ崎 ザ・ライオンズ		48	アイランズ自治会代表	吉原 雄		●
		49	アイランズ防災リーダー	内田 光則			防災減災部会
		50	アイランズ役員	明河 正一			地域福祉部会
		51	アイランズ役員	岡 宏樹			環境安全部会
		52	アイランズ副会長	坪井 一樹			防災減災部会
		53	アイランズ自治会推薦	仲原 順子			広報部会
	学校関係	54	鶴小保護者会と先生の会代表	須崎 久美		●	地域福祉部会
		55	鶴中保護者と教職員会の会代表	鈴木 夕紀		●	地域福祉部会
		56	円重豆の会長	根本 友美★		●	地域福祉部会
		57	円中保護者会長(5月引継ぎ後)	湯本 友香★		●	地域福祉部会
	鶴嶺東地区社協	58	鶴嶺東地区社協代表	野村 幸江	会計	●	地域福祉部会
		59	鶴嶺東地区社協推薦	木村 敏夫		●	地域福祉部会
	つるみね東ボラセン	60	鶴嶺東ボラセン代表	鈴木 昇			地域福祉部会
	鶴嶺東地区民児協	61	鶴嶺東民児協会代表	木下 操	副会長	●	地域福祉部会
		62	民生委員	小室 喜久雄		●	防災減災部会
		63	民生委員	増田 純子			地域福祉部会
	青少年 育成推進 協議会	64	円小青少年推進協代表(未定)	吉本 秀文		●	地域福祉部会
		65	郷小青少年推進協会代表	土屋 豊		●	地域福祉部会
	鶴嶺体育振興会	66	鶴小青少年推進協代表	山上 壽子	書記	●	地域福祉部会
		67	鶴嶺体育振興会代表	赤羽根 昭夫	監事	●	環境安全部会
	地域包括支援センター 公募委員	68	地域包括支援センターさくら	平野 玲子			地域福祉部会
		69	ホームタウン茅ヶ崎自治会	嵩 比呂志		●	特定事業担当
	鶴嶺東コミセン	70	鶴嶺東コミセンセンター長	尾坂 清	副会長	●	防災減災部会
		71	鶴嶺東コミセン副センター長	松本 楯臣		●	—
		72	鶴嶺東コミセン副センター長	小倉 徹		●	高齢者活性部会
		73	鶴嶺東コミセン経理	中村 洋子		●	—
		74	鶴嶺東コミセン経理	藤原 洋子		●	—
		75	鶴嶺東コミセン書記	藤平 世津子		●	—
		76	鶴嶺東コミセン書記	小島 智佐子		●	—

注) 総会は、委員をもって構成する。

運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

役員会は、役員及び部会長をもって構成する。

令和4年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業報告

1. 会議等の実施

(1) 総会、本部役員会、役員会、運営委員会、研修会

実施日	会議の名称	主な内容
令和4年 4月15日(金)	役員会(含む部会長)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度東地区まちぢから協議会運営について ●本部役員会の実施について ●特定事業について
4月15日(金)	総会	書面審査 <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告・決算報告 ●事業計画(案)・予算(案) 他
5月6日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度共通テーマ「子どもの見守り活動」について ●役員の役割分担について
5月13日(金)	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●報告・連絡事項 ●令和4年度事業計画について ●市情報交換会について(6月25日)
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●役員紹介 ●子ども見守り特定事業について ●コミセンからのお知らせ ●各部会会議
6月10日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●令和4年度合同防災訓練について
6月17日(金)	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市情報交換会について
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会会議
6月25日(土)	市情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ●テーマ「来るべき日に備えて～まちぢから協議会の力を発揮するために」
7月8日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市民集会 テーマ「鶴嶺東地区における通学路の課題と見守り強化について」 ●役割分担
7月15日(金)	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市民集会について ●子どもの見守り強化：部会ごとの役割について
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会会議
8月12日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●市民集会について
8月19日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市民集会について
8月27日(土)	市民集会	<ul style="list-style-type: none"> ●テーマ ＝ 危険な通学路から子どもを守る ＝ ・鶴嶺小学校通学路の問題について ・浜之郷小学校横断歩道わき電柱移設について ・その他
9月15日(木)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●市民集会のふり返り ●監事欠員に伴う選任について ●臨時総会開催について

9月16日(金)	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市民集会のふり返り ●監事欠員に伴う選任について(臨時総会開催し承認を得る)
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会会議
10月13日(木)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●臨時総会について
10月14日(金)	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●報告・連絡事項 ●部会報告 ●合同防災訓練について ●臨時総会について
	合同運営委員会 まちぢから臨時総会	<ul style="list-style-type: none"> ●コミセン管理運営委員会 ●議案：監事欠員に伴う選任
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会会議
11月16日(水)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●特定事業、特定補助金申請について 東地区内小学校3校の学校アピールのための看板設置事業 ●11月26日勉強会について
11月26日(土)	市まちぢから連絡会 研修会	<p>テーマ「学校と地域の連携の取組みについて」 「子どもたちを主役にする地域活動」(情報交換)</p>
12月16日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●東地区内小学校3校の学校アピールのための看板設置について ●12月18日の研修会について ●次年度の事業計画(案)について
12月18日(日)	研修会	<p>テーマ「災害時における管理システムとネットワークについて」</p>
令和5年 1月12日(木)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●次年度の事業計画・人事(案)について
1月13日(金)	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●報告・連絡事項 ●部会報告 ●次年度事業計画・部会構成の検討 ●広報誌スクラムについて
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会会議
2月10日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●次年度事業計画案ならびに部会構成の検討
2月17日(金)	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市民集会要望の進捗状況報告 ●第2回合同運営委員会について ●令和5年度総会について
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会会議
3月10日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●運営委員会について ●総会に向けて
3月17日(金)	合同運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●まちぢから運営委員会 ●コミセン管理運営委員会
	全部会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会会議

(2) 防災減災部会

実施日	主な内容
5月13日	●自己紹介 ●部会長・書記の選出 ●合同防災訓練実施について
6月17日	●合同防災訓練日程決定 11月13日、内容の検討 ●各自治会感震ブレーカー発注について ●AED講習会について
7月15日	●合同防災訓練について 拠点校への参加方法 配備職員との意見すり合わせ ●AED講習…各自治会より1名選出
8月19日(臨時)	●合同防災訓練 各項目確認
9月16日	●合同防災訓練 各項目確認 ●コロナ禍での開催人数削減を了承
10月14日	●合同防災訓練 最終確認
11月4日(臨時)	●合同防災訓練 直前再度確認作業
12月10日	●合同防災訓練各拠点校責任者より報告まとめ
令和5年	●次年度の防災訓練について
1月13日	
2月17日	●令和5年度合同防災訓練 11月12日(日)に決定
3月17日	●次年度に向けて

(3) 環境安全部会

5月13日	●自己紹介 ●部会長選出 ●部会の取り組みの方向性についての確認
6月17日	●副部会長・書記の選任 ●鶴嶺八幡宮前交差点付近の通学路の現状把握 ●4年度活動方針の決定(通学路 八幡宮前交差点)に関するデータの収集 ●ごみ有料化後の課題の洗い出し
6月25日(臨時)	●通学路に関する調査方法・調査日程・担当者の確認
7月5日	●第1回通学路実態調査の実施
7月15日	●第1回調査を踏まえた改善の検討 ●ごみ処理の課題の洗い出し
7月19日(臨時)	●第2回調査の実施
9月16日	●通学路実態調査報告書の内部精査・報告書としての決定・競技会への提出 ●ごみに関する行政との意見交換
10月14日	●ごみに関する課題の洗い出し(東地区として非自治会員、集合住宅に係る不適正排出(ルール違反)の課題に取り組むことの決定 ●鶴嶺八幡宮前交差点付近の通学路の改善策の検討
令和5年	●通学路のソフト的改善策の検討 ●ごみの不適正排出への対応策の検討
1月13日	●容器包装プラ以外のその他プラの取り扱い状況の共有 ●時期部会の事業計画の決定
2月17日	今年度の振り返り
3月17日	●次年度に向けて

(4) 青少年育成部会

実施日	主な内容
5月13日	●自己紹介 ●部会長選出(保留) ●各団体活動報告
6月17日	●部会長選出について ●情報交換
7月15日	●部会長選出について ●市民集会について ●見守り活動について情報交換
9月16日	●部会長決定 ●部会運営について意見聴取
10月14日	●次年度の部会について ●情報交換
令和5年	●今年度の振り返りと次年度の部会活動について
1月13日	地域福祉部会に合流することに部会メンバー了承
2月17日	●休止
3月17日	●次年度に向けて

(5) 高齢者活性部会

実施日	主な内容
5月13日	●自己紹介 ●部会長・書記の選出
6月17日	●部会活動のテーマの討議「子どもの見守り」
7月15日	●各区域の活動状況の調査
9月16日	●現状調査継続
10月14日	●各区域の「見守り」及び活動の情報共有
令和5年 1月13日	●調査報告の配布（地域差の特性を参考に）
2月17日	●年間活動のまとめ ●部会活動の反省
3月17日	●次年度に向けて

(6) 地域福祉部会

実施日	主な内容
5月13日	●令和4年度活動テーマ「認知症」に決定
6月17日	●「認知症サポーター養成講座」を部会として受講
7月15日	●鶴嶺東地区の地域住民に認知症を正しく学んでもらい、認知症に関心を持ってもらいやすいようなチラシを作成し、自治会への協力を依頼
9月16日	●「認知症サポーター養成講座」啓発チラシについて素案を基に検討
10月14日	●「認知症サポーター養成講座」 啓発チラシ「知ろう・学ぼう認知症」に決定(自治会長に説明後、協議会委員に郵送することに決定)
11月上旬	●「知ろう・学ぼう認知症」鶴嶺東地区まちぢから協議会会員に郵送配布
令和5年 1月13日	●「知ろう・学ぼう認知症」を作成し、自治会等に認知症に関する啓発活動を行った結果、東地区内で「認知症サポーター養成講座」を多数開催することが出来「オレンジカフェ(認知症カフェ)立ち上げに向けた動きにつながっていることを確認
2月17日	●今年度の活動を踏まえ次年度の部会事業計画を検討 「子どもを守る自転車の乗り方、啓発活動」「高齢者への思いやり、高齢者疑似体験」に決定
3月17日	●次年度の部会事業計画の確認

(7) 広報部会

実施日	主な内容
5月13日	●スクラム12号 構成検討(各部会年間計画、子どもの見守り活動、合同防災訓練計画、役員・部会長紹介など)
6月17日	●スクラム12号 各部会計画、子どもの見守り活動、掲載記事を依頼
7月15日	●スクラム12号 構成再検討(市民集会を追加)
8月27日	●スクラム12号 市民集会写真撮影、記事作成
9月16日	●スクラム12号 記事内容確認依頼
10月14日	●スクラム12号 発行(10/15付)仕分け、配布
12月16日	●スクラム13号 各部会活動報告、記事作成を依頼
令和5年 1月13日	●スクラム13号 記事内容確認依頼(市民集会)
2月17日	●スクラム13号 記事内容確認依頼(各部会活動報告)
3月17日	●スクラム13号 発行(3/15付)、仕分け、配布
随時実施	・スクラム記事作成、校正、記事内容確認、発注等実施 ・鶴嶺東地区まちぢから協議会 HP 管理運営(HP内ページ:まちぢから協議会7部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティーセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンター)

2. 事業の実施

- (1) 市民集会：令和4年8月27日(金)10:00～鶴嶺東コミュニティセンターにおいて開催
コロナ渦での実施、議題は1つ

テーマ **＝ 危険な通学路から子どもを守る ＝**

「鶴嶺小学校：鶴嶺小学校通学路の問題について」

「浜之郷小学校：浜之郷小学校通学路電柱移設について」

- (2) 広報誌の発行

概要 広報誌を通じて鶴嶺東地区まちぢから協議会や鶴嶺東地区自治会連合会など地区のまちぢから協議会構成団体の活動について地域住民に情報提供した。

実施	第12号	9,500部	令和4年10月	各戸配布
	第13号	9,500部	令和5年3月	各戸配布

- (3) ホームページの管理運営

概要 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が運営するホームページ内の鶴嶺東地区まちぢから協議会のページで鶴嶺東地区まちぢから協議会、鶴嶺東地区まちぢから協議会6部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンターに関する情報の充実とタイムリーな発信に努め、管理運営を行った。

- (4) 全部会共通事業

令和3年からスタートした「子どもを守る見守り活動」の継続に加え、新たに鶴嶺東地区内小学校の通学路の課題の洗い出しを行った。そこで分かった長年にわたる重点課題を市民集会でのテーマに取り上げ開催したところ、地域住民からも貴重な意見や要望が寄せられた。

これを受けて、行政・警察・まちぢから協議会代表（地域代表）による会合も実現し、要望書に対する回答を書面にて受け取るようになった。進捗状況については、東地区まちぢから協議会広報誌でお知らせするとともに次年度においても随時対応していく予定。

(2) 令和4年度鶴嶺東まちぢから協議会 収支決算報告

1 継続事業

収入の部

単位:円

項目	予算額	決算額	差額	備考
補助金	250,000	250,000	0	市より(認定コミュニティ運営等助成金)
その他	0	0	0	
合計	250,000	250,000	0	

支出の部

単位:円

項目	予算額	決算額	差額	備考
印刷製本費	87,000	87,202	△202	広報紙スクラム12号・13号印刷他
通信運搬費	2,000	881	1,119	切手代
消耗品費	40,000	66,117	△26,117	事務用品、コピー代、インク代他
負担金	10,000	10,000	0	市まちぢから協議会連絡会負担金
研修費	20,000	5,800	14,200	研修講師謝礼
交際費	10,000	0	10,000	
事務作業費	80,000	80,000	0	会議資料作成、広報紙編集作業他
予備費	1,000	0	1,000	
合計	250,000	250,000	0	

令和 5年 3月 31日

会長

会計

令和4年度分の会計について監査を行いました結果、会計の収支は適正であり
且つ会計報告は適正に表示されていることを認めます。

令和 5年 3月 31日

監事

監事

1号議案

(5) 令和5年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業計画(案)

1. 運営委員会・役員会

(1) 事業の実施に関する協議

各部会、各委員及び地域住民からの意見から、地域課題について話し合い、必要に応じて事業の実施を検討する。

(2) 協議会活動の周知に関する協議

広報部会が企画する活動周知について、必要に応じて話し合う。

(3) 各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議

区域内の市民がより参画しやすい方法について話し合う。

(4) 役員会に部会長の参加をもとめることで、会議全体の充実を図る。

2. 部会

(1) 防災減災部会

- ・合同防災訓練の実施。
- ・感震ブレーカー設置促進

(2) 環境安全部会

- ・通学路(鶴嶺八幡宮前交差点)実態調査を引き続き行う。
- ・ゴミ問題、それぞれの地域の課題を洗い出し、ゴミの不適正排出の課題に引き続き取り組む。

(3) 地域福祉部会(青少年育成部会を統合)

- ・子どもを守る自転車の乗り方、啓発活動
- ・高齢者への思いやり、高齢者疑似体験

(4) 高齢者活性部会

- ・「高齢者活動の活性化」をテーマとする。各区域の基盤である、老人クラブ、婦人会等の組織の活動は制約を受けて休会、または休止を継続している。状況を判断しながらまずは組織の復活に取り組みたい。

(5) 広報部会

- ・2回の広報誌の企画・発行、およびホームページの管理運営をおこなう。

3. 事業の実施

(1) 鶴嶺東地区市民集会

集約した地域課題について、市と意見交換を行う。

(2) 鶴嶺東地区合同防災訓練

避難所(学校)毎に、自治会合同訓練を行う。

(3) 広報誌の発行

年に2回程度広報誌を発行し、各戸配布を行うとともに、鶴嶺東コミュニティセンターへの配架、ホームページへの掲載を行う。

(4) ホームページの管理運営

適宜、活動内容をホームページに掲載する。

(5) 全部会共通事業(継続)

全部会共通事業として、令和3年度から開始した当該地区の学校の児童を見守る「子どもを見守る活動」事業を継続実施する。今年度は、学校の存在を知らせる事業(看板、横断幕)と有事(災害時)におけ

る中学生と地域連携を図るためなどの活動を行う。また、必要と判断されれば、再度、市の認定コミュニティ特定事業の申請も行う。

令和5年度開催予定会議

月	日	曜日	事業名	会議室	時間
4	8	(土)	役員会 (含部会長)	A 会議室	10:00~12:00
			総会	大会議室	13:00~17:00
5	12	(金)	本部役員会	C 会議室	9:30~12:00
	19	(金)	役員会 (含部会長)	A 会議室	10:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
6	16	(金)	本部役員、役員会 (含部会長)	A 会議室	9:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
7	14	(金)	本部役員、役員会 (含部会長)	A 会議室	9:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
8	18	((金))	本部役員会	C 会議室	9:30~12:00
9	14	(木)	本部役員会	C 会議室	9:30~12:00
	15	(金)	役員会 (含部会長)	A 会議室	10:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
10	13	(金)	本部役員会	C 会議室	9:30~12:00
	20	(金)	運営委員会	大会議室	10:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
11	10	(金)	本部役員会	C 会議室	9:30~12:00
	17	(金)	役員会 (含部会長)	A 会議室	10:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
12	15	(金)	本部役員会	C 会議室	9:30~12:00
1	18	(木)	本部役員会	C 会議室	13:00~15:00
	19	(金)	役員会 (含部会長)	A 会議室	10:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
2	15	(木)	本部役員会	C 会議室	13:00~15:00
	16	(金)	役員会 (含部会長)	A 会議室	10:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00
3	14	(木)	本部役員会	C 会議室	9:30~12:00
	15	(金)	運営委員会	大会議室	10:00~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~17:00

2号議案

(6)令和5年度鶴嶺東地区まちぢから協議会 収支予算(案)

収入の部

単位:円

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
補助金	250,000	250,000	0	市より(認定コミュニティ運営等助成金)
その他	0	0	0	
合計	250,000	250,000	0	

支出の部

単位:円

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
印刷製本費	87,000	87,000	0	広報紙スクラム14号・15号印刷代他
通信運搬費	1,000	2,000	△1,000	切手代
消耗品費	41,000	40,000	1,000	事務用品、インク代他
負担金	10,000	10,000	0	市まちぢから協議会連絡会負担金
研修費	20,000	20,000	0	市まちぢから協議会県外視察代他
交際費	0	10,000	△10,000	
事務作業費	90,000	80,000	10,000	会議資料作成、広報紙編集事務作業費他
予備費	1,000	1,000	0	
合計	250,000	250,000	0	



令和4年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 役員・部会長名簿

会長	森谷 義明	鶴嶺東地区自治会連合会会長
副会長	尾坂 清	鶴嶺東コミュニティセンター長
副会長	粕谷 勉	鶴嶺東地区自治会連合会副会長
副会長	木下 操	鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会会長
書記	内藤 一夫	下町屋自治会会長
書記	山上 壽子	鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会会長
会計	野村 幸江	鶴嶺東地区社会福祉協議会会長
監事	杉村 一憲	TBS自治会会長
監事	山口 正明※)	真寿会会長
防災減災部会長	吉原 弘子	TBS自治会防災リーダー
環境安全部会長	高橋 里幸	円蔵自治会副会長
青少年育成部会長	山上 壽子	鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会会長
高齢者活性部会長	小泉 兵蔵	浜之郷第二鶴寿会代表
地域福祉部会長	野村 幸江	鶴嶺東地区社会福祉協議会会長
広報部会長	西江園 裕子	ホームタウン茅ヶ崎自治会会長

※地域の為に尽力された山口正明さんはご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

令和4年度の鶴嶺東地区市民集会在開催



8月27日(土)に鶴嶺東地区市民集会在が鶴嶺東コミュニティセンター2階大会議室で開催されました。コロナ禍で3年ぶりの開催となった今回の市民集会在では、テーマの絞り込みと参加者の人数制限が行われましたが、行政より佐藤市長、はじめ両副市長、教育長、総勢15名の参加、地域から地区内の自治会長をはじめとする47名の参加がありました。

テーマは、「鶴嶺小学校通学路の諸問題について」と「浜之郷小学校電柱移設について」の要望が出され、それに対する関係各部署からは答弁があり、地域との意見交換を行いました。

また、佐藤市長の挨拶では、前日に行われた平塚の花火大会に多くの人出があった事に触れ、外に出たいと思っている人々の気持ちを思うと、コロナ禍で様々な「出来ない事」がある中、『どうや

たら出来るか』について考える「エーズ」に入っているというお考えを示されました。

【テーマ①】鶴嶺小学校通学路の諸問題について
現状について、「子どもを守る会」代表、「鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会」山上壽子会長から説明を行いました。

1. 鶴嶺通りの制限速度を時速40kmから30kmへ変更することについて
2. 学校前である認識がないドライバーに通学路であることをアピールする表示について
3. 鶴嶺八幡宮前の歩行者用青信号の数秒延長、もしくは、歩車分離などの改善について
4. 富士スーパー側、車両停止線近くから学校入り口付近までに「スクールゾーン」などを路面に表示するなどについて
5. 歩道の拡幅について

行政関係部署からの答弁は、スクールゾーンをアピールするためのペイントについては検討、ハード面の改善は用地取得などの問題から難しく、信号機や制限速度の変更は、警察の権限もあるもので容易には出来ないが、更に茅ヶ崎市と地域で警察に要望することを検討するという答弁でした。

【テーマ②】浜之郷小学校通学路電柱移設について
現状について、尾坂清鶴嶺東コミュニティセンター長から説明を行いました。浜之郷小学校正門前に、信号機のない横断歩道があります。

児童の約半数がこの横断歩道を利用していますが、すぐ脇に電柱が立っていて、東側から来る車からは、渡ろうとする子どもがこの電柱の死角に入り、子どもの姿に気づきにくく危険だという指摘があります。

浜之郷小学校にはPTAがなく、見守り活動は地域の自治会、老人会、校外委員が行っていますが、正門前の見守りについては登校時に校長先生が行っているのが現状です。

また、通学路にはなっていないものの、この横断

歩道から東側の道は一部細くなっています。すれ違い待ちの車列ができ、交通量が多いときは、この車列が横断歩道まで及ぶこともあります。将来的に、道路の拡幅が望まれますが、今度は車のスピードが増すことも懸念されます。

市の責任者からは、東京電力に相談したところ、東側に2メートル移動することは可能だが、移設のデメリットとして、この電柱に付いている防犯灯が横断歩道から離れてしまうこと、電柱には車止めの役割もあること、照明による移動先近くの稲への影響が懸念されることが説明されました。今後引き続き、協議していきたいという答弁でした。

限られた時間の中でしたが、参加者からの発言もありました。事故が起こってからは遅いと早急な対応を求めものや、長年の要望なのに解決に繋がる回答が得られないというもどかしさが滲む訴え、子どもの頃に問題の横断歩道で事故に遭いかけたという体験談、ハード面の解決が難しいならスクールバスを走らせてはどうかというアイデアなど、様々な意見が交わられました。

最後に、教育長からは、市民集会的のテーマを「子どもの見守り」にして、地域の方々が熱心に取り組んでいることに感謝したい、また、通学以外でも子どもの危険はあり、子ども自身が自分を守る力を付けることも必要だと伝えていきたいという言葉がありました。佐藤市長は、もっと市民に寄り添った回答ができるように、今後も地域と行政の連携は欠かせないと認識を示されました。茅ヶ崎市では、30代〜40代の子育て世代の人口が増加傾向にあり、今後も「子どもの見守り」が重要となってきます。地域と行政が協力して取り組むべき課題であることを共有し、閉会しました。

鶴嶺東地区 合同防災訓練

鶴嶺東地区まちぢから協議会
鶴嶺東自主防災連合会
会長 粕谷 勉

区域内の全災害対策地区防災拠点を利用し、各自治会が同じ日に一斉に実施する予定です。

■ 期日 ■ 11月13日(日) 9時〜12時
■ 場所 ■ 避難場所

- 鶴嶺小学校 (浜之郷)
 - 鶴嶺中学校 (矢畑)
 - 浜之郷小学校 (西久保)
 - 円蔵中学校 (円蔵)
 - 鶴が台小学校 (円蔵)
 - 鶴が台中学校 (円蔵)
- ()内は幹事自治会



訓練内容

- ① 自治会ごとの安否確認(要配慮者含む)
 - ② 情報伝達訓練 安否確認のまとめをトランシーバーを用いて拠点校へ報告
 - ③ 配備職員との顔合わせ・意見交換
 - ④ 避難所内防災倉庫の資機材見学と確認
- 新型コロナウイルス禍により、新記訓練内容を変更することがあります。

編集後記

梅雨寒に震える2匹の子猫を保護しました。飼うことになったものの、猫対応していない我が家。部屋が片付くのが先か?猫の成長が先か?!現在猫優勢!!

鶴嶺東地区まちぢから協議会 広報部会
西江園 裕子
仲原 順子

NEW ホームページお引越ししました

鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

トップページで鶴嶺東地区をクリック
<https://chigasaki-machiren.org/>



令和4年度 全部会共通事業

■全部会共通テーマ■

昨年よりの「子どもの見守り」活動の継続
各自治会で多くの皆さんによる、児童、生徒の
登下校の見守り活動が行われています。
今年度も出来る時間で、出来ることをお願い
いたします。

今年度は当地区の「子どもの見守り活動」を全面的
に展開するための重要な年です。この為、次にあげ
ることを実施していく予定です。

- 鶴嶺東地区の通学路点検を危険箇所・リスク分類
など統一した基準で実施します。
- 「子どもの見守り活動」の体制がまだ不十分な地
区の整備に着手します。
- 今年度も市の特定事業申請を行います。
- 通学路危険箇所のうち鶴嶺神社前交差点における
児童の安全確保のための本質的改善に向け、客観的
データの収集を行い、改善策などを含め行政・関
連機関へ要望を行います。

■報告事項■

- 見守り旗の各校配布と見守り活動についての情報
交換 各校にそれぞれ10本配布
- 鶴嶺東地区の「子どもの見守り活動実情調査報告
書」を作成
- 市の特定事業報告書、調査報告書を市民自治推進
課に提出

「地域の子どもは地域で守る・育む、 地域も子どもと共に育つ」

「地域の子どもは地域で守る・育む、地域も子どもと
共に育つ」の理念のもとに鶴嶺東地区まちぢから協議
会は鶴嶺東地区の小・中学生を対象とした「子どもを
見守る活動」を昨年7月から開始しました。

今年度も当協議会の全部会共通事業として、当該地区
の「子どもの見守り活動」を全面的に展開する重要な
年と位置付け、継続実施していきます。ところで、全
部会共通事業とは、当協議会に設置された防災・減災、
環境安全、高齢者活性、地域福祉、青少年育成の5つ
の部会が一丸となり行う事業のことです。

昨年度は、全部会を挙げて当学区の見守り活動調査を
行い、その結果を「鶴嶺東地区の子どもの見守り活動
実情調査報告書」としてまとめました。

また、市の認定コミュニティへの特定事業財源を活用
して作成した見守り旗を自治会を通じて見守り活動参
加の方々や地域の皆様へ配布するとともに、各校への
贈呈と見守り活動について情報交換も行いました。見
守り旗は子どもたちにも好評です。

一方、地域でも自宅付近に
見守り旗を掲揚する光景を
見ることができるようにな
り、少しずつですがこの活
動が浸透し始めています。
下の写真は掲揚の一例です。



防災減災部会

部会長 吉原弘子

コロナ感染防止対策で二年間鶴嶺東地区としての
活動がほとんど出来ませんでした。今年度は少
しずつではありますが、地域の皆さまが元気に笑
顔で、顔が見える自助と共助に近助の力を加えた
活動をしていきたいと思っております。

- ◆合同防災訓練の実施
何年振りかの合同訓練実施
11月13日(日)地区内六箇所の小中学校の、防災拠
点にて分散実施を開催予定です。
- 自治会ごとに避難所別名簿、要配慮者の安否確認
をして行きたいと思っております。
- ※コロナの状況により変更の場合があります。
- ◆感震ブレイカー設置促進
各自治会のご協力を得て、数多くの設置が得られ
ていますが、今年度も推進していきたいと思いま
すのでよろしくお願ひします。

環境安全部会

部会長 高橋里幸

環境安全部会は、大きく二つのテーマに取り組み
ます。安全という切り口では、前年度に引き続き
まちぢから協議会全部会共通のテーマとなってい
る「子どもの見守り」の一環として、昨年度の調
査で危険箇所位置付けられた鶴嶺八幡宮前交差
点附近の通学路の改善に向け、実態を明らかにし
関係機関等へ改善を要請すること、協議会として
改善策の検討の材料とすることを目的に、交差点
を横断する児童数、通過車両数などの計測をはじ
めとした客観的データの収集や、改善策の検討に
取り組めます。

また、環境という切り口では、私たちの生活に密
接に関わっているごみ問題について、不適正排出
字境におけるごみ集積場所の管理等のあり方のほ
か、本年四月のごみ有料化以降で明らかになっ
ている諸課題に対し市関係部局と連携しながら改善
に向け検討します。

いずれのテーマに対しても、「倦まず弛まず」を
基本として、できることを積み重ねて着実に成果
に繋がればと考えています。

青少年育成部会

部会長 山上壽子

青少年育成部会は、地区内3学区(円蔵・鶴嶺・
浜之郷)推進協が中心となり子どもの安全、見守
りなどの情報交換ならびに課題について話し合
いを行っています。学区ごとPTA、子ども会の有
無、見守り活動の組織化など実情は様々であるこ
とや、部員にも学区の偏りがあって東地区として
の活動が難しい状況にあります。それでも子育て
現役世代の方々が時間を作って部会に参加してく
ださり、保護者の目線で見た地域の課題や情報の
共有を図ることに意義があると感じています。
今年度の市民集会のテーマ「通学路の課題」につ
いて今後も問題点・危険箇所の洗い出しをしてい
きたいと思っております。

高齢者活性部会

部会長 小泉兵蔵

区域高齢者のメンバーで構成される部会です。
今、各地域の会はコロナ禍によって活動に制限が
加わり、ともに休会中の組織が多いのが実情です。
またコロナ禍対策にはマスク着用、手洗いと換気
の基本的予防を取り入れる二方で、「児童見守り」
活動を継続しています。

このような背景の中、部会活動として推進するメ
ンバーで意見交換を行っています。地域や学区の
環境には違いは大きく、「児童見守り」にあつ
ての課題や条件に求められる対応には、ともに思
いが異なっていることが共有できました。部会活
動の一元化は難しく現行の活動に沿って活動せざ
るを得ないのが実態と思っております。コロナ禍が収束
し日常生活に戻ることを願っております。

地域福祉部会

部会長 野村幸江

高齢化社会に伴い、認知症の方が地域で安心して
暮らせる為に何が出来るかを考え、今年度の部会
活動は、認知症サポーター養成講座を通して、認
知症の理解を深め見守り等に繋げていく事にしま
した。その為にどの様に多くの人に広めてい
くかを考え一年間取り組んでいきたいと思ってい
ます。まず、六月に地域福祉部会員が、認知症サ
ポーター養成講座を受講しました。



今年度は当地区の「子どもの
見守り活動」を全面的に展開
するための重要な年です。こ
のため、次にあげることを実
施していく予定です。

写真は鶴嶺八幡宮前交差点で
の通学風景です。大勢の児童
がわずか30分足らずの間に、
この横断歩道を利用して登校
しています。朝の通勤時間帯
の車と重なるため、車の不注
意による事故のリスクは非常
に高く、何か起きてからの対
応ではすまされません。

そこで、鶴嶺八幡宮前交差点
における児童の安全確保のた
めの本質的改善に向け、客観
的データの収集を行い、様々
な機会を通じ、改善策などを
含め行政・関連機関へ要望を
行います。鶴嶺東地区の通学
路点検を危険箇所・リスク分
類など統一した基準で実施し
ます。

「子どもの見守り活動」の体制がまだ不十分な学区の体制
整備に着手します。

最後に、「子どもの見守り活動」が地域に浸透するには時
間ばかりですが、着実に前進させていきたいと思ってお
ります。また、こうした活動を見て育った子どもたちの中
から次の担い手が育ってくることを切に願っております。



一步前進！通学路の危険個所が改善

～浜之郷小学校前の電柱が移設されます～



※工事は今年5月着手、8月完了予定です。

鶴嶺東地区まちぢから協議会では、全部会共通事業として「子どもを見守る活動」を令和3年7月から続けています。令和4年8月に開催された鶴嶺東地区市民集会においても、子どもを見守る活動をテーマとし、「鶴嶺小学校通学路の諸問題」と「浜之郷小学校電柱移設」について意見が交わされました。

そして、市民集会でテーマとした「浜之郷小学校電柱移設」について、行政より移設に向けて東京電力工事計画順番待ちが示されました。浜之郷小学校正門前に信号機のない横断歩道があり、この横断歩道のすぐ脇にある電柱を移設するものです。問題となっていたのは、東側から来る車からは渡ろうとする児童がこの電柱の死角に入り、子どもの姿に気づきにくく危険だという点です。この電柱を歩道の北側に移設することで、横断歩道周辺の見通しが改善されます。

この電柱移設について、近隣のお住まいの方にもご理解・ご協力を頂きました。鶴嶺東まちぢから協議会一同、心より感謝申し上げます。今回の危険個所改善は一步前進ですが、鶴嶺東地区の通学路には、まだまだ皆さんの危険個所があります。今後も地域の皆さまと共に「子どもを見守る活動」を続けて参ります。

令和4年期
民生委員・児童委員

令和4年12月1日民生委員・児童委員の全国一斉改選が行われ、令和4年期鶴嶺東地区では32名の方が委嘱されました。
(主任児童委員2名含む)

防災減災部会

部会長 吉原 弘子

11月13日(日)地区内6箇所の小中学校の、防災拠点にて分散開催をしました。

1. 情報伝達→トランシーバーの活用
2. 配備職員との顔合わせ
3. 拠点校の防災資機材の説明と確認

定例会は8月と11月をのぞき毎月開催し、臨時部会も3回ほど開催し当日に臨みました。反省点や課題は多岐にわたりましたが、次年度の防災訓練に活かし、ステップアップの訓練に期待します。

各自治会で会員の安否確認、要支援者への声掛けを役員、班長、防災リーダーとの協力のもと出来ました。今後はさらに自治会員への防災訓練の周知徹底と、防災への関心を持ってもらえる活動が必要と思われました。大切なのは、日頃から隣近所とふれあい顔見知りになっていざと言う時には、誰も被害者が出ない地域にしたいものです。

※感震ブレイカー設置促進
コロナ禍のため各自治会での説明会が出来ず、4自治会で13台の申し込みがありました。毎年設置促進の声掛けをしていく必要があります。

環境安全部会

部会長 高橋 里幸

環境安全部会は、年度当初に掲げた、①鶴嶺八幡宮前交差点附近の通学路の改善に向けた交差点を横断する児童数、通過車両数などの客観的データの収集及び改善策の検討、②私たちの生活に密接に関わっている不適正排出などのごみ問題への対応の検討、の二つのテーマに取り組みこととし、9回にわたり会議を開催しました。

通学路の改善に係るテーマについては、2回の通学路(鶴嶺八幡宮前交差点)実態調査を経て、調査報告書としてまとめることにも、短期的、中期的な展望に立って、通学路のソフト的な改善策の検討を行いました。また、もう一つのごみ問題のテーマについては、それぞれの地区が抱える課題等を洗い出し、共通認識を持つとともに、鶴嶺東地区まちぢから協議会として、集合住宅や非自治会員に係る課題も含めて、ごみの不適正排出の課題に取り組みこととし、その対応を検討しました。いずれのテーマも、次期に繋ぎ取り進むこととし、引き続き改善等の具体策を検討することとしています。

青少年育成部会

部会長 山上 壽子

青少年育成部会は、東地区内にある小中学校5校に係る推進協はじめ保護者会、子ども会、主任児童委員によって構成されています。近年保護者会や子ども会の減少により学区におけるメンバーの偏りの問題や、仕事を持つ保護者が部員の大部分であるため、会議の出席も難しい等々部会独自の活動に着手することが難しい状況が続いてきました。加えて新型コロナウイルス感染症も形を変え幾度となく流行の波が押し寄せ、多くの団体が活動を制限し、学校運営に影響を及ぼさないよう配慮しながらの活動となりました。

高齢者活性部会

部会長 小泉 兵蔵

令和4年度もコロナ禍に振り回された一年でした。高齢者の楽しみである区域の老人会の活動である「仲間同士の語りや歌うをはじめ趣味の行動」の場に制限を加えられています。一方、部会の取り組みテーマである高齢者の活動調査も道半ばの状況です。

地域福祉部会

部会長 野村 幸江

今年度の地域福祉部会では、認知症の方が地域で安心して暮らせるようにとの思いから活動をしてきました。6月には、地域福祉部会が、認知症サポーター養成講座を受講しました。10月には、「知ろう・学ぼう認知症」という啓発チラシを作成し、まちぢから協議会の皆さんにお配りしました。自治会等ですでに認知症サポーター養成講座を受講した所もありますが、このチラシにより何件かの問い合わせがあり、これから受講してみようとする動きが出てきたことは良かったと思います。今後も引き続き少しでも認知症についての理解が深まるように活動していけたらと思っています。



編集後記

娘が鉄棒にハマっています。あれだけ嫌がっていた鉄棒に、学校の先生やお友達がかまく回るコツを覚えてくれるそうです。私も同じことをしたはずなのに、先生やお友達の力って凄い！有難い！！

鶴嶺東地区まちぢから協議会
広報部会
仲原 順子
西江園 裕子

ホームページお引越ししました

鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
トップページで鶴嶺東地区をクリック
<https://chigasaki-machiren.org/>



令和4年度 鶴嶺東地区合同防災訓練報告
鶴嶺東自主防災連合会 粕谷 勉

昨年11月13日に鶴嶺東地区合同防災訓練が実施されました。コロナ禍により合同防災訓練は実施できず、各自治会が独自に安否確認訓練をしてきましたが、今年度は区域内の災害対策地区防災拠点を利用して9自治会が一齐に実施しました。今年度の新たな取り組みとして、トランシーバーを用いた情報伝達訓練も行われました。

訓練内容

- 1 自治会ごとの安否確認（要配慮者含む）
- 2 情報伝達訓練 安否確認のまとめをトランシーバーで拠点校へ報告
- 3 配備職員との顔合わせ・意見交換
- 4 避難所内防災倉庫の資機材見学と確認

トランシーバーによる伝達

自治会ごとの安否確認結果を拠点校へ報告しました。トランシーバーによる情報伝達は、概ね問題なく実施することができました。電波が届きにくいと予想された場所もあり、事前にアンテナをロングタイプに交換して対応した自治会もありました。一方で、思っていたより受信しにくく建物の外に出なければならぬ、トランシーバーを使い慣れていない、未充電のために使えないなどの報告もありました。



配備職員の方から防災資機材の説明がありました。



各自治会から安否確認の報告



配備職員の方から防災についてのお話がありました。



安否確認の様子



投光器（停電時の夜間照明）



簡易トイレキット



多目的簡易ベッド



資機材倉庫



ファミリールーム(更衣室や授乳室などに)

拠点校までの道路には、道幅が狭いため避難が困難になると予想される箇所、ブロック塀がある危険箇所などの報告がありました。また、危険箇所を避けると拠点校まで遠い、身体が不自由な方の避難には別の方法を考える必要があるといった意見もありました。配備職員の方々による防災資機材の展示や説明は、貴重な機会となりました。防災資機材の内容物が一覧になっているとよい、自治会参加者も組み立てや収納に参加することが必要などの感想がありました。防災リーダーの高齢化が進み、若手の育成も望まれています。大きな災害に見舞われないことは幸いですが、防災に対する高い意識は保ち続けなければなりません。地域全体で取り組む『本気の防災訓練』が必要です。

令和4年度 鶴嶺東地区 合同防災訓練	拠点校参加人数		自治会		安否確認 世帯数(割合)
	自治会 関係者	配備職員 教職員など	参加自治会 (※幹事自治会)	自治会会員 世帯数	
鶴嶺小学校	57	8	浜之郷(※) 矢畑 下町屋 TBS ホームタウン	582 520 690 562 292	493(84.7%) 267(51.3%) 494(71.6%) 477(84.9%) 269(92.1%)
鶴嶺中学校	40	6	矢畑(※) 浜之郷 アイランズ	1041 762 828	473(45.4%) 541(71.0%) 589(71.1%)
浜之郷小学校	14	8	西久保(※) 浜之郷	495 159	267(53.9%) 121(76.1%)
円蔵中学校	58	5	円蔵(※) サニータウン	548 347	433(79.0%) 233(67.1%)
鶴が台小学校	45	7	円蔵(※) 西久保	510 492	438(85.9%) 228(46.3%)
鶴が台中学校	46	6	円蔵(※)	657	547(83.3%)

円蔵小学校は運動会予備日の為、訓練に使用されませんでした。